

児童福祉法施行規則等の改正に係るパブリックコメント

児童自立生活援助事業の対象者について、満 22 歳に達する日の属する年度の末日までとなっていますが、義務教育期間中に原級留置などにより満 15 歳までに義務教育が終了しなかった児童については、満 22 歳を過ぎても大学等を卒業するまで対象とするようお願いいたします。

本事業の対象児には、不登校や虐待、病気等により進級できなかった児童も含まれており、今回の改正の主旨からはこれらの児童を除外することは適切ではないと思われれます。